県営土地改良事業変更計画決定公告

県営野洲川沿岸上流地区土地改良事業（ため池等整備事業）については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第１項の規定に基づき土地改良事業計画を令和８年 10 月 14 日に変更したので、同条第６項において準用する同法第87条第５項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

令和８年 10 月 27 日

滋賀県知事　三日月　大造

１　縦覧に供する書類　県営野洲川沿岸上流地区土地改良事業（ため池等整備事業）変更計画書の写し

２　縦覧場所　滋賀県甲賀農業農村振興事務所田園振興課および甲賀市産業経済部農業振興課

なお、滋賀県のウェブサイト（https://www.pref.shiga.lg.jp/gh00/33942.html）でも閲覧することができる。

３　縦覧期間　令和８年 10 月 27 日から令和８年 11 月 26 日まで

この処分について不服のある者は、滋賀県知事に対して書面により令和８年 12 月 11 日までに審査請求をすることができる。